

お知らせ（感染症について）

お子さまが感染性の病気にかかった場合は完全に治癒してから登校するようにしてください。
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については症状により、医師が感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません。

病 名		出 席 停 止 期 間
1	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	風 疹	発疹が消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結 核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	
10	腸管出血性大腸菌感染症	
11	流行性角結膜炎	
12	急性出血性結膜炎	
13	その他の感染症 ()	

*登校するときにお持ちください。

..... きりとり線

治 癒 証 明 書

江戸川区立春江中学校長様

年 組 名前

病名

感染のおそれがなくなったため、登校を許可する。

出席停止期間 月 日 ～ 月 日

平成 年 月 日

医療機関名

医 師